

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[ 1 ] 次の記述は、電波法の目的及び用語の定義について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

この法律は、電波の □ A □ な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。  
「電波」とは、□ B □ 以下の周波数の電磁波をいう。  
「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその □ C □ を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C
1	公平かつ能率的	3 0 0 万メガヘルツ	監督
2	公平かつ能率的	5 0 0 万メガヘルツ	管理
3	有効かつ適正	3 0 0 万メガヘルツ	管理
4	有効かつ適正	5 0 0 万メガヘルツ	監督

[ 2 ] 次の記述は、無線局の免許内容の変更等の許可について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、通信の相手方、□ A □ 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は □ B □ ときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

A	B
1 通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする
2 通信事項	電波の型式及び周波数を変更しようとする
3 通信方式	無線設備の変更の工事をしようとする
4 通信方式	電波の型式及び周波数を変更しようとする

[ 3 ] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、□等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 変調度                      2 高調波の強度                      3 空中線電力の偏差                      4 信号対雑音比

[ 4 ] 次の表は、記号をもって表示する電波の型式について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの誤っているものを表の番号から選べ。

番号	電波の型式 の記号	各 記 号 が 表 す 内 容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
2	F 8 D	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	J 3 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
4	G 9 W	角度変調であって位相変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	テレビジョン(映像に限る。)

[ 5 ] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 □ A □ 又は直流の電圧 750 ボルトを超える電気をいう。）を通ずるものは、□ B □ 若しくは丈夫な絶縁体又は □ C □ 金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	300ボルト	線溝	接地された
2	300ボルト	外箱	赤色の彩色が施された
3	350ボルト	線溝	赤色の彩色が施された
4	350ボルト	外箱	接地された

[ 6 ] 次の記述は、主任無線従事者の講習について、電波法及び電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局（総務省令で定める無線局を除く。）の免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）は、主任無線従事者を □ A □ 無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人等は、□ の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から □ B □ に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

	A	B
1	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	5年以内
2	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	3年以内
3	選任するときは、あらかじめ	5年以内
4	選任するときは、あらかじめ	3年以内

[ 7 ] 次の記述は、非常通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、□ A □ を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、□ B □ 、交通通信の確保又は □ C □ のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	有線通信	災害の救援	秩序の維持
2	有線通信	財貨の保全	電力の供給の確保
3	電気通信業務の通信	災害の救援	電力の供給の確保
4	電気通信業務の通信	財貨の保全	秩序の維持

[ 8 ] 次に掲げるもののうち、電波を発射して無線機器の試験又は調整を行っているとき、しばしばその電波の周波数により聴守を行って確かめなければならないこととなっているものはどれか。無線局運用規則の規定に照らし、下の番号から選べ。

- 1 その電波の周波数の偏差が許容値を超えていないかどうか。
- 2 受信機が最良の感度に調整されているかどうか。
- 3 「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信が10秒間を超えていないかどうか。
- 4 他の無線局から停止の要求がないかどうか。

[ 9 ] 次の記述は、電波の発射の停止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、無線局の発射する□Aが総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して□B電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、□の命令を受けた無線局からその発射する□Aが総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

総務大臣は、□の規定により発射する□Aが総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□Cしなければならない。

A	B	C
1 電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	の停止を解除
2 電波の強度	臨時に	その旨を通知
3 電波の質	3箇月以内の期間を定めて	その旨を通知
4 電波の質	臨時に	の停止を解除

[ 10 ] 次に掲げるもののうち、免許人（登録人を除く。）が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法の規定に照らし、下の番号から選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分
- 2 6箇月以内の期間を定めて行われる無線局の電波の型式の制限の処分
- 3 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の通信の相手方又は通信事項の制限の処分
- 4 再免許の拒否

[ 11 ] 次の記述のうち、無線従事者とその免許を取り消されることがある場合に該当しないものはどれか。電波法の規定に照らし、下の番号から選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合
- 2 著しく心身に欠陥があって無線従事者たるに適しない者に該当するに至った場合
- 3 日本の国籍を失った場合
- 4 不正な手段により免許を受けた場合

[ 12 ] 無線局の免許がその効力を失ったとき、免許人であった者は、免許状をどうしなければならないか。電波法の規定に照らし、下の番号から選べ。

- 1 遅滞なく廃棄しなければならない。
- 2 1箇月以内に返納しなければならない。
- 3 無線検査簿とともに3箇月以内に返納しなければならない。
- 4 無線検査簿とともに2箇月間保管しなければならない。